

諮問実施機関：和歌山県知事

諮問 日：令和5年12月7日（諮問（情）第24号）

答申 日：令和6年6月14日（答申（情）第23号）

答 申 書

第1 審議会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった別紙(1)に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和5年5月14日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、審査請求人に対し、別紙(2)による非開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、令和5年7月20日付け子第507号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和5年7月24日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求の内容要旨

- 1 審査請求の趣旨
廃棄しておらず存在するため、全部開示すべきである。
- 2 審査請求の理由
審査請求人が、審査請求書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。
 - (1) 保存期間経過による廃棄の事実がないため。

- (2) 保存期間経過後も所持しているため。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書及び審査請求に対する弁明書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 和歌山県の公文書開示制度

- (1) 本県の公文書開示制度においては、何人も、条例第5条の規定により公文書の開示を請求することができ、実施機関は、自らの保有する公文書の開示請求があったときは、条例第7条の規定により、同条各号に掲げる非開示情報のいずれかが記載されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならない。
- (2) 開示請求に係る公文書を保有しない場合は、実施機関は、条例第11条第2項の規定により、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 対象公文書について

審査請求人は、平成10年度から令和5年度までの、毎年度の〇〇の職員氏名の開示を求めている。実施機関は、その保有する当該情報が記録された公文書を、「児童福祉施設指導監査 事前提出資料」に含まれる「職員の状況」であると特定したが、平成10年度から平成29年度までの当該公文書については、保存期間である5年を経過したことを理由に廃棄しているため、保有していないことを確認した。

また、令和5年度の当該公文書については、本件開示請求時点において取得していないため保有していない。

なお、開示請求に係る公文書のうち、平成30年度から令和4年度までの対象公文書については、令和5年7月20日付け子第506号による部分開示決定を行っている。

3 本件処分について

本件開示請求について、上記2のとおり、実施機関は本件開示請求に係る公文書保有していないことから、条例第11条第2項の規定により、本件処分を行ったものであり、本件処分に違法または不当な点はない。

第5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審議会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

(1) 対象公文書について

実施機関の説明によれば、本件開示請求の対象公文書を、「児童福祉施設指導監査 事前提出資料」に含まれる「職員の状況」であると特定した。審査請求人は、平成10年度から令和5年度までの当該公文書の開示を求めているところ、当該公文書の保存期間は5年であり、平成10年度から平成29年度の対象公文書は保存期間経過により廃棄されていることを実施機関は確認した。また、令和5年度の当該公文書については、本件開示請求時点で実施機関は取得していなかった。そのため、廃棄している年度（平成10年度から平成29年度）及び取得していない年度（令和5年度）の当該公文書について、実施機関は非開示決定をしたとのことである。

当審議会において、平成10年度から平成29年度の完結文書に適用される公文書分類表及び平成10年度から平成29年度完結文書の公文書管理簿等を確認した。これらの文書のうちの一部に、記載が正確ではない部分があったものの、当該公文書は廃棄されていることが確認できた。また、本件開示請求がされた時点で、令和5年度の児童福祉施設指導監査に係る資料を取得していないという実施機関の説明に、特段不合理な点は認められない。

なお、平成30年度から令和4年度までの対象公文書については、実施機関は部分開示決定処分を行い、令和5年7月20日付け子第506号で審査請求人に通知している。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 条例第11条第2項について

条例第11条第2項は、「実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」と規定している。

イ 条例第11条第2項該当性について

上記(1)のとおり、実施機関は、開示請求に係る公文書のうち、平成10年度から平成29年度及び令和5年度の当該公文書を保有していないため、本件開示請求に対して非開示決定をした実施機関の判断は妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審議会は、冒頭「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
令和5年12月7日	○諮問（実施機関）
令和6年3月14日	○審議
令和6年4月23日	○審議
令和6年5月31日	○審議

（調査審議を行った委員の氏名）

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会第1部会

石倉誠也、早坂豊司、藤田隼輝、森下順子

別紙

(1) 本件開示請求の内容

請求日	請求内容
令和 5 年 5 月 14 日	平成 10 年度より本年度まで、毎年度の〇〇職員氏名

(2) 令和 5 年 7 月 20 日付け子第 507 号による非開示決定

公文書の名称	開示しない理由
①平成 10 年度から平成 29 年度までにおける〇〇の職員氏名	条例第 11 条第 2 項 ①保存期間経過による廃棄のため
②令和 5 年度における〇〇の職員氏名	②取得していないため